

犯罪等の被害にあわれた方の安心な暮らしのために 犯罪被害に遭われた従業員の方への理解と支援について

様々な犯罪等に巻き込まれた犯罪被害者の方々は、直接的な被害を受けた後も二次的被害に苦しめられていることも少なくありません。

上富良野町では、犯罪被害者等を地域全体で支える社会の形成を図ることを目的とした「上富良野町犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

上富良野町犯罪被害者等支援条例(令和 7 年 4 月 1 日施行)

基本理念(第 3 条)

- 1 犯罪被害者等の個人の尊厳を尊重して行われること。
- 2 犯罪被害者等の置かれている状況等に応じるとともに二次被害が生じることのないよう配慮して行われること。
- 3 途切れることなく行われること。
- 4 市民等、関係機関等、事業者が連携して推進すること。

町の責務(第 4 条)

基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を推進するものとする。

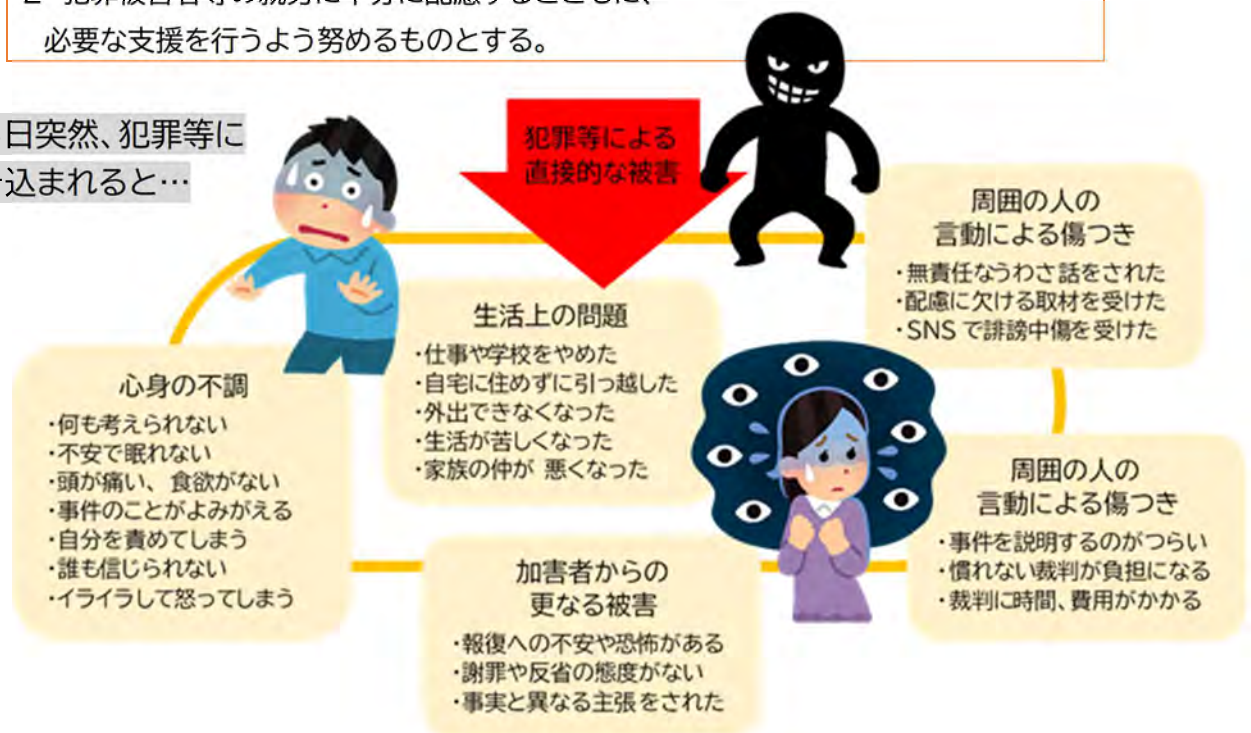
町民等の責務(第 5 条)

基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせ、又は犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように十分配慮する。町が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

事業者の責務(第 6 条)

- 1 基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、町が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。
- 2 犯罪被害者等の就労に十分に配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

ある日突然、犯罪等に
巻き込まれると…



事業者の皆さまに御協力をお願いしたいこと

犯罪被害者等の苦しみを理解し、被害を軽減するためには、周囲の人の支えが大きな助けになります。職場での次のような取組に御協力をお願いいたします。

■犯罪被害者等への理解の促進

犯罪被害者等は、直接的な被害だけでなく、被害後には二次被害に苦しめられています。まずは、犯罪被害者等がこのような状況に置かれているということを従業員に周知し、犯罪被害者等に対する理解が進むよう、御協力をお願いいたします。

■職場環境の整備

犯罪被害者等は、警察、病院、裁判所等へ何度も赴く必要があり、年次有給休暇だけでは対応できない場合があります。

職場環境の整備は、被害に遭った社員やそのご家族の生活を支えるためにとても重要で、事業者にはできないことです。

具体的な取組事例

○既存の休暇制度を活用

病気休暇など特別な休暇制度を犯罪被害者等も含めて活用できるようにする

○勤務の調整

犯罪被害者等の状況等に応じた職務分担（の見直し）や勤務時間の調整など

■職場での配慮

上司や同僚の配慮に欠ける言動や偏見、誹謗中傷などによる「二次被害」を防ぐため、犯罪被害者等に寄り添った言動を心がけましょう。励ますつもりでも、犯罪被害者等を傷つけてしまうことがありますので注意しましょう。

具体的な取組事例

○普段どおりにあいさつや声をかけるなど、

今までと同じ態度で接する

○希望されたときにゆっくり話を聴き、怒りや悲しみを理解し、支えになる



上富良野町役場町民生活課生活環境班

〒071-0596

空知郡上富良野町大町 2 丁目 2 番 11 号

電話 0167-45-6985(直通)

E-mail

seikatsu@town.kamifurano.hokkaido.jp



犯罪被害者等支援シンボルマーク
ギョウとちゃん

